

吸収合併契約等に関する事後備置書類

(会社法第801条第1項に定める書面)

大同メタル工業株式会社（以下「大同メタル工業」といいます。）と株式会社アジアケルメツト製作所（以下「アジアケルメツト製作所」といいます。）は、2023年5月25日付合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、大同メタル工業を吸収合併存続会社、アジアケルメツト製作所を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました（以下「本吸収合併」といいます。）。

会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

2023年10月2日

大同メタル工業株式会社

目次

1. 吸収合併が効力を生じた日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条および第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
 - (2) 反対株主の株式買取請求
 - (3) 新株予約権買取請求
 - (4) 債権者の異議
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定、第797条および第799条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
 - (2) 反対株主の株式買取請求
 - (3) 債権者の異議
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条および第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

該当事項はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

アジアケルメツト製作所では、新株予約権および新株予約権付社債を発行していませんでした。そのため、該当事項はありませんでした。

(4) 債権者の異議

アジアケルメツト製作所は、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、2023年8月25日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者への個別の催告を行いました。異議申述期限までに、同条第1項に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定、第797条および第799条の規定による法定手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第796条の2柱書ただし書きの規定により、大同メタル工業の株主は本吸収合併をやめることを請求することができません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第797条第1項ただし書きの規定により、大同メタル工業の株主による株式買取請求権は認められていません。

(3) 債権者の異議

大同メタル工業は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2023年8月25日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、2023年8月25日付で電子公告を行

いましたが、異議申述期限までに、同条第1項に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

大同メタル工業は、本吸収合併が効力を生じた日である2023年10月1日をもって、アジアケルメツト製作所より、その資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。本吸収合併に際して大同メタル工業がアジアケルメツト製作所から承継した資産および負債の額は、それぞれ856百万円（概算）および216百万円（概算）です。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2023年10月11日に予定しております。

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別添

吸収合併契約等に関する事前備置書類

(会社法第782条第1項に定める書面)

当社は、2023年5月25日付で大同メタル工業株式会社との間で締結した合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、大同メタル工業株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

2023年8月25日

株式会社アジアケルメツト製作所

目次

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項
4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
5. 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収合併契約の内容

2023年5月25日付で締結した吸収合併契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の発行済株式の全てを所有しているため、吸収合併存続会社は、本吸収合併に際して、本吸収合併の対価を交付しません。また、吸収合併存続会社の資本金および準備金の額は変動いたしません。吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、相当と判断しております。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社において、2023年3月31日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収合併契約等に関する事後備置書類

(会社法第801条第1項に定める書面)

大同メタル工業株式会社（以下「大同メタル工業」といいます。）と株式会社アジアケルメツト製作所（以下「アジアケルメツト製作所」といいます。）は、2023年5月25日付合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、大同メタル工業を吸収合併存続会社、アジアケルメツト製作所を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました（以下「本吸収合併」といいます。）。

会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

2023年10月2日

大同メタル工業株式会社

目次

1. 吸収合併が効力を生じた日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条および第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
 - (2) 反対株主の株式買取請求
 - (3) 新株予約権買取請求
 - (4) 債権者の異議
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定、第797条および第799条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
 - (2) 反対株主の株式買取請求
 - (3) 債権者の異議
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

いましたが、異議申述期限までに、同条第1項に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

大同メタル工業は、本吸収合併が効力を生じた日である2023年10月1日をもって、アジアケルメツト製作所より、その資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。本吸収合併に際して大同メタル工業がアジアケルメツト製作所から承継した資産および負債の額は、それぞれ856百万円（概算）および216百万円（概算）です。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2023年10月11日に予定しております。

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別添

吸収合併契約等に関する事前備置書類

(会社法第782条第1項に定める書面)

当社は、2023年5月25日付で大同メタル工業株式会社との間で締結した合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、大同メタル工業株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

2023年8月25日

株式会社アジアケルメツト製作所

目次

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項
4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
5. 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収合併契約の内容

2023年5月25日付で締結した吸収合併契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の発行済株式の全てを所有しているため、吸収合併存続会社は、本吸収合併に際して、本吸収合併の対価を交付しません。また、吸収合併存続会社の資本金および準備金の額は変動いたしません。吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、相当と判断しております。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社において、2023年3月31日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上



合併契約書

大同メタル工業株式会社（以下「甲」という。）と株式会社アジアケルメツト製作所（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

- 1 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
- 2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。
 - ① 甲（吸収合併存続会社）
商号：大同メタル工業株式会社
住所：愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号名古屋広小路ビルヂング13階
 - ② 乙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社アジアケルメツト製作所
住所：東京都大田区矢口三丁目29番1号

第2条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して株式その他の金銭等を割当交付しない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第4条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は2023年10月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第5条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第6条（従業員）

甲は、第4条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第7条（合併承認）

本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併及び同第784条第1項に定める略式合併の規定に基づき、甲及び乙において、本契約に関する株主総会の承認決議を受けずに行うものとする。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第9条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたとき又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本合併の実行につき、法令に定める監督官庁等の承認の取得が必要な場合であって、本件効力発生日の前日までにかかる承認が得られないときは、効力を失うものとする。

第11条（合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を乙が写しを保有する。

2023年5月25日

甲：愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング13階
大同メタル工業株式会社
代表取締役会長兼社長CEO兼COO
判治 誠吾



乙：東京都大田区矢口三丁目29番1号
株式会社アジアケルメツト製作所
代表取締役社長 藤森 従道



決算報告書

(第101期)

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

株式会社アジアケルメット製作所

東京都大田区矢口三丁目29番1号

貸借対照表

株式会社アジアケルメット製作所

令和 5年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 139,242,256】	【流 動 負 債】	【 11,105,672】
現 金	48,465	支 払 手 形	2,242,999
預 金	131,917,398	未 払 金	689,503
受 取 手 形	3,349,536	未 払 費 用	155,520
売 掛 金	845,350	未 払 法 人 税 等	440,200
仮 払 金	2,000	未 払 消 費 税 等	2,374,300
前 払 費 用	2,595,000	前 受 収 益	5,011,820
未 収 入 金	438,207	預 り 金	36,798
仮 払 税 金	46,300	賞 与 引 当 金	154,532
【固 定 資 産】	【 717,198,973】	【固 定 負 債】	【 207,660,364】
(有 形 固 定 資 産)	(95,269,781)	長 期 預 り 金	17,510,000
建 物	98,812,549	長 期 繰 延 税 金 負 債	170,068,864
建 物 附 属 設 備	2,795,851	資 産 除 却 債 務	15,920,000
構 築 物	8,630,830	長 期 未 払 金	4,161,500
機 械 装 置	567,981	負 債 合 計	218,766,036
工 具 器 具 備 品	382,570		
減 価 償 却 累 計 額	△15,920,000		
(無 形 固 定 資 産)	(8,508,145)	純 資 産 の 部	
借 地 権	8,288,019	【株 主 資 本】	【 570,477,484】
電 話 加 入 権	220,126	資 本 金	55,000,000
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(613,421,047)	(資 本 剰 余 金)	(8,769,713)
投 資 有 価 証 券	129,945,047	資 本 準 備 金	8,769,713
長 期 貸 付 金	483,476,000	(利 益 剰 余 金)	(506,707,771)
		利 益 準 備 金	13,750,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	492,957,771
		別 途 積 立 金	153,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	339,957,771
		【評 価 ・ 換 算 差 額 等】	【 67,197,709】
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	67,197,709
		純 資 産 合 計	637,675,193
資 産 合 計	856,441,229	負 債 ・ 純 資 産 合 計	856,441,229

損益計算書

株式会社アジアケルメット製作所

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	金 額
【売 上 高】		
不動産賃貸収入	56,378,400	.
商品売上高	9,107,600	65,486,000
【売上原価】		
商品仕入高		4,693,172
売上総利益金額		60,792,828
【販売費及び一般管理費】		63,019,369
営業損失金額		△2,226,541
【営業外収益】		
受取利息	1,452,974	
受取配当金	4,779,260	
雑収入	723,079	6,955,313
経常利益金額		4,728,772
【特別利益】		
固定資産売却益	399,626	
賞与引当金戻入益	167,612	567,238
税引前当期純利益金額		5,296,010
法人税、住民税及び事業税	1,126,224	
法人税等調整額	494,857	1,621,081
当期純利益金額		3,674,929

販売費及び一般管理費

株式会社アジアケルメット製作所

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	4,756,404
雑 給	2,504,955
賞 与	485,575
賞与引当金繰入額	154,532
法 定 福 利 費	424,943
福 利 厚 生 費	177,315
通 勤 手 当	21,816
旅 費 交 通 費	11,822
通 信 費	236,699
交 際 費	357,443
寄 付 金	2,000
会 議 費	148,136
減 価 償 却 費	5,466,968
地 代 家 賃	34,831,920
保 險 料	393,034
修 繕 費	1,596,311
水 道 光 熱 費	770,597
消 耗 雑 品 費	156,934
租 税 公 課	970,880
支 払 運 賃	48,504
事 務 用 品 費	13,976
支 払 手 数 料	226,580
諸 会 費	1,250
新 聞 図 書 費	122,702
加 盟 団 体 費	18,000
営 繕 費	1,128,000
光 熱 費	14,427
経 営 指 導 料	6,545,460
顧 問 料	1,380,000
雑 費	52,186
合 計	63,019,369

個別注記表

株式会社アジアケルメット製作所

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理しています。）

②たな資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品 最終仕入原価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定率法（但し、平成10年4月1日以降取得した建物及び平成28年4月1日以後取得した建物附属設備、構築物を除く）

引当金の計上基準

貸倒引当金 税制改正により法定繰入率の選択ができなくなったことから、繰入限度額が0円となり、よって計上をしておりません。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給与引当金 退職金受給対象者がいないため、計上しておりません。

計算書類作成のための重要な事項

①リース取引の処理方法

リース取引は、現在ありません。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

保証債務などの当該債務の金額

受取手形割引高 0 千円

受取手形裏書譲渡高 0 //

有形固定資産の減価償却累計額 325,865 千円

資産除却債務 賃借土地の原状回復費用 15,920 千円

その他

親会社に対する金銭債権

売掛金 0千円

貸付金 483,476 //

親会社に対する金銭債務

買掛金 0千円

未払金 417 //

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済み株式の数

普通株式

前期末株式数 1,100,000株

当期末株式数 1,100,000株

個別注記表

株式会社アジアケルメット製作所

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期となるもの。

令和 5年 5月 22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	0 円
1株当たりの配当額	0 円
基準日	令和 5年 3月 31日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産

賞与引当金	51,907円
未払法人事業税等	47,563 円
計	99,470 円

②繰延税金負債

投資有価証券評価額	33,988,421円
親会社に対する土地譲渡益	136,179,913 円
計	170,168,334 円

株主資本等変動計算書

株式会社アジアケルメット製作所

自 令和 4年 4月 1日


至 令和 5年 3月31日

単位：円

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰上償還準備金		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	55,000,000	8,769,713	8,769,713	13,750,000	153,000,000	336,282,842	503,032,842	566,802,555	68,357,158	58,357,158	625,159,713
当期変動額											
当期純利益						3,674,929	3,674,929	3,674,929			3,674,929
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									8,840,551	8,840,551	8,840,551
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,674,929	3,674,929	3,674,929	8,840,551	8,840,551	12,515,480
当期末残高	55,000,000	8,769,713	8,769,713	13,750,000	153,000,000	339,967,771	506,707,771	570,477,484	67,197,709	67,197,709	637,675,193

令和 5年 5月 / 8日

株式会社 アジアケルメット製作所
代表取締役社長 藤森従道 殿

監査役 村山 従道 

監査報告書の提出について

私、監査役は、会社法第389条第2項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

私、監査役は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第101期事業年度に係る計算書類及びその付属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は定款第25条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等閲覧いたしました。また、会計帳簿又これに関する資料を調査し“当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 5年 5月 / 8日

株式会社 アジアケルメット製作所

監査役

村上 宣道



事業報告書

自) 令和4年4月 1日

至) 令和5年3月31日

株式会社 アジアケルメット製作所

代表取締役社長 藤森 従道

1. 事業の概況

当社、売上の主たる事業は、不動産賃貸業及び、商事部門の売上げからなっております。当期間の最終的な売上金額は、65,486千円と、前年度比4,206千円(△6%)の減収となりました。販管費につきましては、ほぼ同額の63,019千円となりました。

営業利益は売上げ減により、前年度比△1,467千円減の△2,227千円となりました。

しかし、経常利益につきましては、営業外利益が+2,123千円(コマツ他配当増+1,684千円、東電節電プログラム参加助成金+579千円)増えたことにより、前年度比+657千円増の4,729千円となりました。

1-1

商事部門

商事部門の売上金額は9,108千円となり、前年度比△2,921千円(24.3%)減収となりました。得意先別の売上げにつきましては、三菱ふそうラックバス0千円(△316千円)、日進機械3,928千円(△683千円、△14.8%)、日本精機4,109千円(+867千円、+26.7%)、コマツNTC1,071千円(△2,789千円、△72.3%)となります。

1-2

不動産賃貸部門

賃貸部門の売上金額は56,378千円となり、前年度比△1,285千円減収となりました。減収要因は、デイベンロイ、タジマ更新料、期間限定賃貸契約(長谷工)の満期解約によります。

2. 事業成績及び財産の推移

単位;千円

年度 区分	令和2年度 第99期	%	令和3年度 第100期	%	令和4年度 第101期	%
売上高	73,723	100	69,692	100	65,486	100
営業損益	△9,589		△760		△2,227	
経常損益	△1,483		4,072		4,728	7.22
純損益	408,047	553	4,170	5.98	5,296	8.09
総資産	633,477	859	625,160	897	637,675	974

3. 今後の対処すべき課題

3-1

商事部門

商事部門は基本方針（業務のスリム化）に則り、令和 3 年度より東京ラヂエーター製造㈱との取引を解約、又、三菱ふそう製品の生産委託業務を大同メタル工業㈱ 犬山工場へ移管しました。従って、商事部門の取引は、主に日本精機(株)、(株)日進機械、コマツ NTC(株)のスポットオーダーのみ対応となり、利益確保のため販管費のさらなる削減に取り組みます。

3-2

不動産賃貸部門

不動産賃貸部門は、現在空室となっている工場側 2 階及び、アジアビル 4 階の賃貸募集を継続して推進していきます。

4. 会社概況

株式会社アジアケルメット製作所

創立年月 昭和 7 年 4 月

資本金 55,000 千円

営業品目 1.機械部品等の販売
2.不動産の賃貸

株式 発行予定株式総数 2,000 千株
発行済株式総数 1,100 千株

所在地 〒146-0093
東京都大田区矢口 3 丁目 29 番 1 号
電話(03)3759-4571 (代)

従業員数 令和 5 年 3 月末
男性 1 名 (パート)
女性 1 名 (パート)
計 2 名

取締役及び監査役

代表取締役	藤森 従道
取締役	岩倉 弘記
取締役	落合 輝彦
監査役	村上 宣道

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 議決権を有する株主が有する株式の総数 1,100 千株

2. 議案および参考事項

第 1 号議案 第 101 期(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)
計算書類承認の件

第 2 号議案 取締役の任期満了に伴う改選の件

取締役全員は、本総会の終結と同時に任期満了により退任することとなりますので、
取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 弊社株式数
①	藤森 従道 1952 年 2 月 24 日生	昭和 48 年 7 月 大同メタル工業(株) 入社 平成 20 年 4 月 大同メタル工業(株) 犬山工場 生産推進室室長 平成 21 年 4 月 大同メタル販売(株) 業務部長 平成 25 年 3 月 (株)アジアケルメット製作所 代表取締役社長	なし
②	岩倉 弘記 1963 年 8 月 28 日生	平成 23 年 4 月 みずほ信託銀行(株) 管理部長 平成 25 年 4 月 みずほ信託銀行(株) 事務統括部長 令和 2 年 3 月 大同メタル工業(株) 経営企画センター 部長 令和 2 年 10 月 大同メタル工業(株) 経営企画センター チーフ	なし
③	落合 輝彦 1961 年 6 月 14 日生	平成 29 年 4 月 大同メタル工業(株) 入社 経営企画センター部長 平成 30 年 4 月 大同メタル工業(株) 経営企画センター チーフ 令和 元年 4 月 飯野 HD 出向(社長)兼飯野製作所取締役財務部長	なし

(注) 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以上